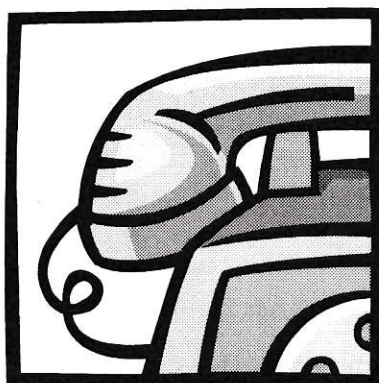


■おきなわ環境ネット■

沖縄環境ネットワーク通信 23 号

*Who takes the phone
from Okinawa?*



ネットワークの事務局に期待する

… 宇井 純

新石垣空港 環境アセス準備書の姿が見えてきた

… 鷺尾 雅久

塩屋の海は埋められる

… 儀保 昇

底生生物相からみたキャンプコートニー周辺の海岸環境

… 名和 純

ノルウエーの環境問題専門家による

沖縄米軍の環境保護への努力に対する評価

… ペール・エリック・シュルセ

米軍基地の環境調査プロジェクト報告 (4)

… 砂川 かおり

環境ネットワークで学んだこと

… 山下 久美子

エコネット

《環境情報おきなわ》

東京の旧宅に戻って、荷物の山を前に途方に暮れながら、それでも時間をかけて少しずつ整理をしていると、沖縄でやったこと・やれなかったことがだんだん見えてくる。

* * *

沖縄の環境問題はたしかに日米安保条約が基本にあって、そこが変わらないと大きな状況は変わらないところがあるが、それにしてもこの十余年間、私が最善の努力を続けてきたかという、どうもそうは言えず、あそこでもうすればよかったというような悔いはいたるところにあった。

他方で、OTV（沖縄テレビ）の寺田さんや吉嶺全二さんの仕事などを振り返ってみると、この困難な条件の元でよくここまでできたものだと感心するものがある。故人となった具志堅古政さん、照屋和則さん、比嘉敏さんといった人たちの働き、真喜志さん、内海さん、砂川さんの仕事を考え合わせると、ネットワークそのものがもっと有効に動くことができるのではないかと、今になって思い当たることがいくつかある。

*

まず沖縄県のマスメディアは、OTV を例外としてまだまだ環境問題の扱い方に慣れていない。基地問題の報道では、誰が何と言うか、その立証によって発言の意味がはっきりしていて、事実だけを客観報道すれば、あとは読者の方で判断してくれる。環境問題はもっと複雑で、記者のレベルでいろいろな立場を整理し、事実を構成しなければならない。それなしで発表されたものを客観報道すれば、結局行政の御用報道になってしまう。その経験のある記者が生まれるのには、まだ少し時間がかかりそうである。それまでは、環境に関するニュースを料理して、必要なときにこれを発信する仕事が、沖縄環境ネットワークの作業の中で大きな部分を占めることになるだろう。

あまり楽しい仕事ではないが、行政の審議会とか委員会とか公開されているものには足を運んで、何が進行しているかを監視する必要性は大きい。それは行政に勝手なことをさせない圧力にもなる。自分で審議会に出てみて、会議の空気が変わることを実感したほどである。ひところは会議が開かれる日時を、関係 NGO に書面で連絡してきたが、今はどうなっているのだろうか。文書で受け取っておくことは、後に証拠が残るので、申し入れ・回答はできるだけ文書にしたい。環境を守る活動というものは、こういう砂を積むような努力の積み重ねによって支えられて、はじめて時を得た展開があるものであると、長い運動の歴史によって教えられたものである。

*

7月、天草環境会議の招きで天草下島で20周年を迎えた会議で、海洋投棄のできなくなったし尿の陸上処理計画が羊角湾でできるかどうかを議論した。苓北町に火力発

電所を作る計画を巡って反対した運動が20年後も続いているその粘り強さの背後には、もちろん水俣病にはじまる長い公害の歴史があり、熊本県内のいろいろな環境問題に対する運動の積み重ねがあり、いつもむずかしい問題を親身になって聞いてくれる原田正純先生が居ての話なのであるが、ボランティアだけの事務局で、毎日のようにいろいろな仕事をこなしていることが日録からわかる。その毎日の仕事ぶりは、少数の事務局員のまわりに、それを支える相当な数の会員の努力があることを思わせる。天草の会議もその一つであり、そこには実にいろいろな課題を抱えた人々が集ってきているし、シンポジウムのパネリストには地元の本渡市長も参加して、目下の政治課題である自治体合併について、環境保護について専任の職員を置くためには、合併を推進する立場をとると言明している。つまりこういう場で具体的な政策の議論をしている。また、し尿の海洋投棄ができなくなることを見越して、陸上のどこにどのような処理施設を作り、どう処分するかが地域の課題として議論されている。ここにやはり20年の重みを見ることが出来る。

*

沖縄環境ネットワークが、すぐに熊本のレベルに追いつくというのは、そう簡単ではないだろう。しかし問題の多さから言えば、水俣は別格としても、あちこちで活動している人々のつながりを積極的に作るという点において、熊本の活動には参考になるところが多い。こちらでもあらゆる機会をとらえて、人々の目を沖縄に向けてもらうように努力したい。

幸いなことにこの数ヶ月、沖縄の環境問題についての講演依頼は何回もあって、その印象もかなり手ごたえのあるものだった。つまり、沖縄を忘れてはいないというメッセージは、私の講演を聞きにくるような人々からは出ているのである。沖縄環境ネットワークは、このメッセージを受け止めることができるか。それは同時に、沖縄の中も問題についてもどのように取り組めるかという問いに答えることになるだろう。

*

大づかみな数値目標として、沖縄内外に会員が2000人いて、月刊の通信が出せるようであれば、沖縄の現状に対しても、かなり具体的な働きかけができて、それがまた会員の増加にもつながるのではなからうか。この2000人の会員へ月刊の通信を送るという規模を当面の臨界値としてがんばってみたい。



新石垣空港 環境アセス準備書の姿が見えてきた

鷲尾 雅久

形だけのパブリック・インボルブメント

新石垣空港に関する基本計画案の公表と意見募集が、方法書縦覧期間中の今年1月21日に行われた。方法書にはアセスの前提となる計画内容をほとんど記載せず、後になって公表するのだから、アセスの軽視である。それだけでなく、公表された計画案自体が十分に詰められたものでないことが、その後判明した。

滑走路・誘導路の排水のためのドレーン層の形状が、3月5日の第5回工法検討委員会に変更された。敷地内から流出する雨水への対策として、後から浸透池が加えられたが、すぐ浸透ゾーンに変更された。併設される海上保安庁基地についても、基本計画案には示されず、7月になってようやく位置がほぼ決まったものの規模は明らかでない。

こうして見ると、いかにも、間に合わせの案をとりあえず発表したという印象を受ける。基本計画案の公表と意見募集は、「パブリック・インボルブメント（P I）」の一環とされたが、どうやら、2003年度から国土交通省が実施する「P I」の「新ルール」適用を回避するために、急遽行われたというのが実情なのではないかと思われる。これだけでも、新石垣空港の「P I」がその名に値しないものであることが推測されるが、その後の県側の説明で、実態が明らかとなった、

国土交通省が2003年度からの地方空港整備について定めたP Iのガイドラインでは、滑走路新設の場合、候補地を選定する「構想段階」、その後具体的な施設の配置等の計画案を決定する「施設計画段階」のそれぞれでP Iを行うこととなっている。しかし、事業が進んでいる新石垣空港の場合、「位置選定委員会」での検討を「構想段階」のP Iと位置付け、今回は「施設計画段階」のP Iだとされた。そのため、現空港拡張の検討を求める意見など「位置選定についての意見」は対象外となる。また、環境面についての意見も、環境影響評価手続きが始まっているため、対象外だとしている。

すなわち、最も重要な点についてのP Iは省略されてしまったのである。その結果、出された意見のうち検討対象となるのは4%に満たないことになる。特に限定することなく意見を出させておいて「これは対象外」と言うのは、人を馬鹿にしたやり方である。

一方、沖縄県は、出された752通の意見書のうち、「建設の早期推進の立場からの意見」489通、「計画案に問題

があるとの立場からの意見」252通などという数字を公表している。基本計画には反映されない意見をこのように分類して公表するのは、恣意的な「P I」の利用と言わざるを得ない。

地元が計画案を支持していることを示そうとの意図によるものだろうが、意見書を見ると、その内実は情けないもので、「新石垣空港早期建設」とか「（基本計画案に）異議なし」などと言だけで、理由も書いていない意見書が100以上もあった。「意義なし」「意義ありません」と書いてあるものも数十あったのはご愛嬌である。また、全く同じ（誤記まで同じだったりする）文面が目立った。「動員」をかけてお手本を写させたのだろう。

見せかけの合意形成より立ち戻っての論議を

「提出された意見を集約し、基本計画について合意形成を図るため」として、「新石垣空港整備基本計画協議会」なるものが設置された。構成は、「新石垣空港建設地元調整会議」のメンバーに「位置選定委員会」の委員など学識経験者5人を加えたもので、性格はあいまいである。「地元の代表」による「合意形成」を目指すなら、様々な立場、意見の人が入らなければならないが、新空港は現空港よりはるかに港から遠くなるというのに、離島住民の代表も入っていない。他方、「第三者機関」なら、地域代表よりは様々な分野の専門家を集めるべきだろう。

協議会はほとんど事務局からの説明に終始し、第3回会合で早くも報告書の案が県側から提案された。それによると、「意見書が752通提出されており計画案は関係する住民等に周知されている」「意見に対する事業者の見解は疑問に答えるものとなっている」とし、「関係する住民等の理解はほぼ得られ、合意形成に向けて関係住民等の意見集約はなされた状況にある」と結論付けている。

組織的な意見書提出が目立つことから、一般の人に十分知らされていないのではないかと推測されるし、ほとんどの意見を対象外としておきながら「疑問に答えるものとなっている」などというのは強弁に過ぎない。「位置選定に関する意見」は、「構想段階のP I」の対象で、今回P Iの対象ではない、とされたが、そうだとしたら、「今頃」こうした意見が沢山出るということは、「構想段階のP I」が機能していなかったことを表すものである。

結局、性格のはっきりしない協議会が県側の案をほぼ受け入れる形で出した報告をもって、地元の「合意形成」はなされたと宣言された。形ばかりの「P I」の完成である。P Iでは、事業内容につき事業者と住民が対話し、時間をかけて合意形成を図っていくプロセスが重要なはずであり、性急に形だけ整えて「合意形成」を標榜する県の進め方は、P Iの意味をはき違えていると言わざるを得ない。

今必要なのは、見せかけの合意形成ではなく、根本に立ち戻っての論議である。最初に新空港が計画された1980年代と今とでは、状況が変わってきている。バブル崩壊後の低成長経済に加え、人口減という全く新しい局面が目前に迫っている。「公共事業」による環境破壊は見過ごすことのできない段階に入っており、国や県の財政面からも、大規模事業の見直しが要請されている。地元には、今さら」とか「やっと決まったのに」といった声も根強いが、今だからこそ考え直すことが必要である。

方法書に厳しい意見

一方、「P I」とは全く関係なく進められた環境アセスメントでは、方法書に対して、今年2月12日の期限までに全国から500通の意見書が提出された。縦覧場所が県内、しかも県庁以外は石垣島内に限られ、コピー・CD-ROMの配付やインターネットでの公開も行われない中でこれだけ多数の意見書が提出されたことは、特筆に値する。内容は、個別項目に対する意見の他、代替案検討を求めるものや調査の先行実施に対する批判など、アセスの基本的考え方に対するものも多く見られた。

また、知事意見作成のため諮問を受けた県環境影響評価審査会でも、「調査、予測、評価の手法の具体的な記載がない」等方法書の不備を指摘する厳しい批判が出された。5月21日に出され答申では、調査の内容や予測、評価の手法を具体的に検討することを求め、選定した手法について調査着手前に審査会などに報告するとともに公表することを求めている。個別の項目でも、カンムリワシの調査で、石垣島全域の生息状況調査を行い繁殖場所の明確化を図るなどの注文が付いた。

この審査会答申を踏まえて、5月29日に知事意見が出された。事業者が県であるため、知事が知事に意見を言うという妙な形であるが、実質的には、県庁内の環境担当部局が新空港建設担当部局に対して出すものである。意見は、全体としては審査会の答申を引き写したもののだが、肝心なところで骨抜きにされ、言わば、環境に配慮するより、「事業者に配慮」した意見書となっている。

まず、答申にあった、調査着手前に選定した手法を審

査会などに報告し公表することについては、「アセスの法的制度になじまない」として、削除されている。しかし、環境影響評価法は、その事業や地域の特性に合った、「オーダーメイド」のアセスの実施を求めているのだから、杓子定規な対応の方が問題だろう。このほか、具体的に環境影響や手法を示した部分が除かれ、事業者を縛らないようにしているように見える。例えば、「塩分濃度の変化によって海域生物、特にサンゴ礁への影響が生じるおそれもある」という指摘や、大気質の予測手法で「3次元予測式によるシミュレーション計算等により」と書いた部分が削除されている。

方法書の不備を指摘した表現が削除されたり、「定量的に予測すること」に「可能な限り」と付け加えているところまであるのを見ると、県庁の役人は県民の生活の場としての環境の保全より役所内のゴマすりの方を重要と思っているようだ。役人同士の馴れ合いで処理されたのでは、環境行政など有名無実となる

またもやアワセメントか

7月5日、第9回環境検討委員会が開かれた。住民等の意見及び知事意見に対する事業者見解が説明され、気の早いことに、「準備書の全体構成(案)」までが示された。事業者見解については、検討中とされた点が多く見られ、県側からは、事業者見解は準備書に書くもので、これが最終でないから、といった発言もあった。しかし、環境影響評価法の趣旨からすれば、住民等の意見及び知事意見を検討し、方法書の手直しをすることがこの段階での重要事項である。それを先送りするのは、方法書の意味を理解しないものである。また、適切なアセスを行うことが課題で、準備書はその結果であるのに、沖縄県は、準備書を作ることしか頭にないようだった。「知事意見」も「準備書中の1つの章」としか考えられていない。全くの本末転倒である。「準備書の構成」も、アセスの結果をまとめる段階で出てくるはずのものである。

この日の委員会で、約100ページに及ぶ「各環境要素の予測評価手法」が示された。縦覧された方法書にはごく簡単にしか書かれていなかったが、これこそ方法書の中心部分をなすはずのもので、今頃ようやく出されたことは、方法書の軽視、アセス手続きの形骸化を示すものである。それと共に、この時点で出されたことで、県が今年度中にも縦覧しようとしている準備書の姿をある程度推測できるものとなっている。

多くの評価項目が並べられているが、影響を与える要因の側からの整理がされていないため、抜け落ちている項目がある。県は用地内の洞窟を埋めることを予定して

いるが、影響要因として明記もされていない。これは、小型コウモリ類等洞窟性生物にとっては、生息の場の消失だが、「地形改変」「土地造成」による影響という抽象的な表現にとどまっている。また、洞窟を経由しての海域への濁水流入、水脈切断・水質変化などの地下水への影響が考えられるが、書かれていない。この他、カラ岳切削に伴い、切断面の保護や植生回復が代償措置として必要となることは明らかであるが、これについての予測評価には触れられていない。

今回のアセスの焦点の一つは、空港用地からの排水が海域生態系に及ぼす影響であるが、前提となる「海域水質」の項目で、数式が多く出てくるのが目立った。複雑な自然現象を単純化したモデルで表すものであるから、その有効性は慎重に検証すべきだし、特に方法書に記載された調査は期間や調査地点が少なく、これで有効性の検証が可能かどうか疑問である。最大の問題は、予測の前提として、工事中に用地から流出する濁水濃度を「最大25mg/L」としていることである。濁水の処理については、2002年9月25日に開かれた第4回工法検討委員会で大まかな方針が説明されただけで、細目は今に至るも明らかにされていない。よく言って計画数字、実態は目標に過ぎないものであろう。「最大25mg/L」を前提とできるかどうかは、アセスの中で検証すべきもので、それを

行わないのでは、どのような「精緻」な数式を用いても、非現実的な結果しか出て来ない。

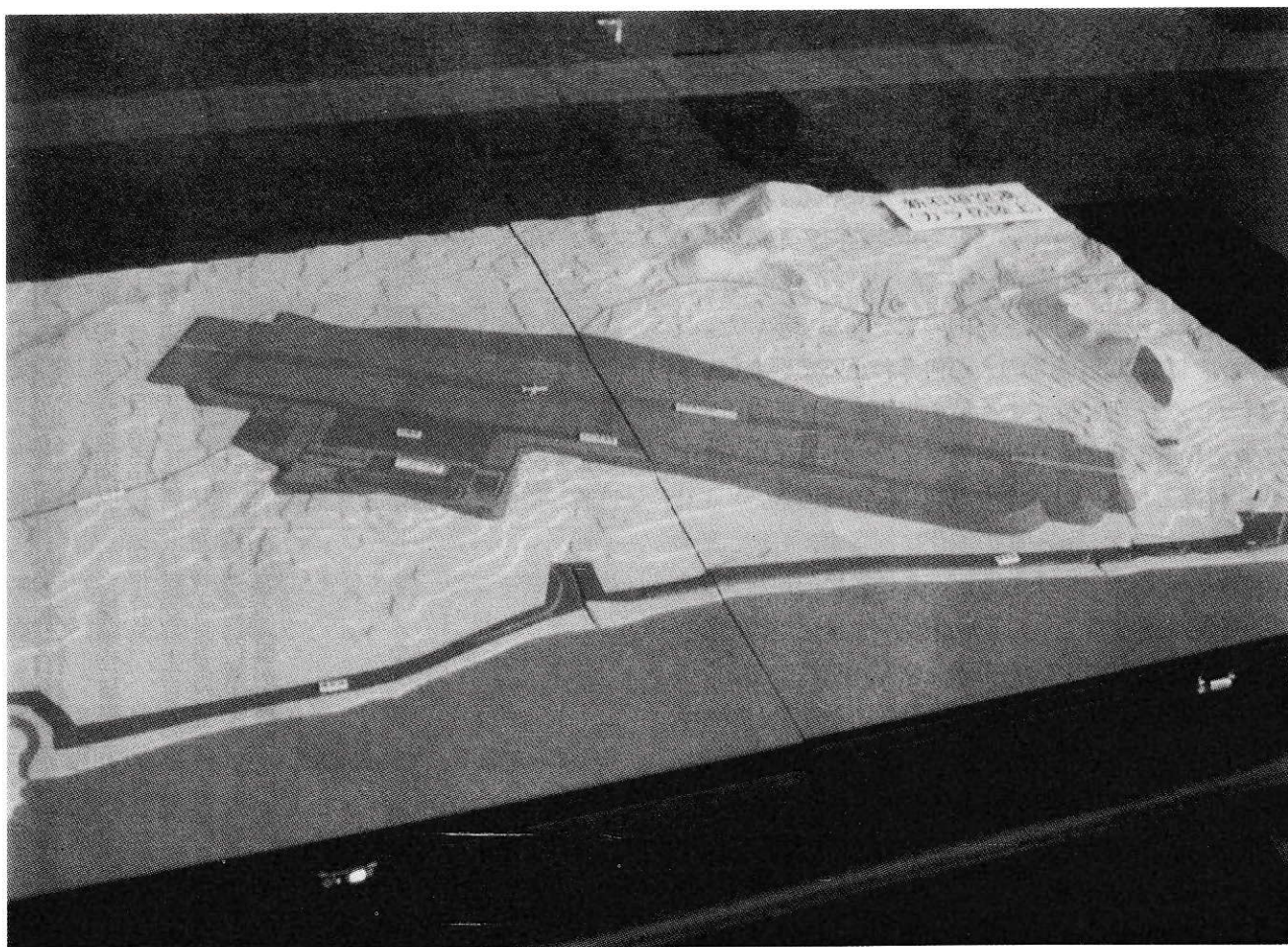
沖縄県と今回のアセスの受託業者の一社である「国土環境」（旧名称「新日本気象」）とは、かつての『白保海上案』のアセス準備書で、埋め立て護岸からの濁水流出だけを取り上げ、空洞だらけのサンゴ礁石灰岩を通しての濁水流出を無視して、批判を浴びた。今回も前回の轍を踏もうというのであろうか。

このままでは、問題のありそうな点に目をつぶり、架空の前提に立った、事業者都合のいい「アワセメント」準備書になる恐れがあると言わざるを得ない。

注：「パブリック・インボルブメント（PI）」

直訳すれば「市民を巻き込むこと」。公共事業の計画を作る中で、住民がそれに参加することを意味する。行政側は、さまざまな関係者に対して計画の当初から情報を提供するとともに、住民が意見を表明できる場を設ける。住民の意見は、計画に反映され、事業内容の見直しなどを行いながら、住民と行政が合意形成を進めていく。

●新石垣空港をめぐる動きについては、メールマガジン『白保メール』で随時お知らせしています。バックナンバーはホームページでご覧になれます。（<http://www1.ocn.ne.jp/~shiraho/>）



塩屋の海は埋められる

儀保 昇（大宜味を愛さする会）

やはり大宜味村は民意を問うことも許されない村であったか。

7月30日の村議会で私たちが提出していた「埋め立ての是非を問う住民投票条例」が1対10であっさりとは否決されるのを目の当たりにして私はそう思った。5月1日から31日までの一ヶ月間、17名の署名収集者が日夜村内の家を一軒一軒訪ね歩いてやっと集めた457名の署名の重みは、ついに村議会には通じなかった。採決の前の、若い条例制定請求代表者の感動的な意見陳述をただの上手な作文と笑い、自らは何の反対討論もせずに否決し去る議員の姿に、私は怒りで震えた。

村長は言う。「有権者2700名の中の457名です。他の人は賛成なのだからその意味を尊重しないわけにはいかない」と。だがこの数字はそういう意味ではない。住民投票で決めましょうという村民がこれだけいるということなのだ。賛成か反対かは投票してみなければわからない。そのための署名活動ではないか。地方自治法では55名で充分請求できる計算だ。有権者の50分の1とはいっても、大宜味村のような地縁血縁でがんじがらめの小さな自治体で、必要な数の8倍を集めたのだ。誰もが顔見知りのこんな小さな社会で、署名し、ハンコを押し、それが閲覧されるということへの抵抗感は想像を超える。日頃一緒に環境問題などで活動している人でも、受任者になることはおろか、署名すらできない人も何人もいるのだ。そのような中でやっと得られたこの人数なのである。村長も議員もなぜそのことの重みを汲み取ることができなかったのか。

私たちはこの一ヶ月間、村内の家を訪ねて歩いた。そしてわかったのは、多くの人が何もわかっていないということだった。埋め立ての面積や工事費や工期などはもとより、場所や目的すら知らない人のいかに多かったことか。村はこれまでに何度も説明会を持ってきた。しかし結局それはスケジュールの消化に過ぎず、村民一般に届いていなかったということだ。この村に何が起きようとしているのか、私たちはそれを説いて歩いたのだが、これこそ行政がするべき仕事だったのだ。

昔、村民刷新運動という非常に先進的な運動がこの村になった。しかしいま、この村はもうひとつの特徴である翼賛的体質のみが前面に出ているように感じる。誇り高かるべき高齢者たちが遠慮し、血気盛んな若者たちが沈黙している。ものを言えない雰囲気村全体を包み込んでいる。

工事が始まるのを目前にして、いまの私たちには戦術がない。裁判に持ち込んでも工事は進む。悩み、議論を重ね、それでもまとまらないままに、この海に「お別れ会」をすることにした。埋め立て推進派である商工会に持ちかけ、そして村長に持ちかけて同意を得た。村が主催して、商工会と我々の活動母体である「大宜味を愛（かな）さする会」との共催となる。異論もあるだろう。私たちの中にも釈然としないものは残る。しかしこの選択が、これからの民主的な村づくりに影響を与えるものと確信する。

全国や県内の他の大きな運動に比べて、私たちの運動はいかにも短いものであったが、これが地方の小さな共同体の中での運動の限界であるとは思いたくない。日々顔を突き合わせて生活している中でここまで活動が続けてきて、わずかでも新風を吹き込むことができたことを自ら多としたい。

これまで支援して下さった方々に感謝して、ひとまずの報告を終わる。

●編集部より

上記の経緯を経て、去る9月10日に埋め立て工事は着工されました（下記は9月11日付の沖縄タイムス）。



作業員がコンクリートカッターで護岸を切り、工事が始まった塩屋湾外海埋め立て事業
＝大宜味村塩屋

塩屋湾外海

埋め立て工事着工

台風通過後に事業本格化

【大宜味】塩屋湾外海埋め立て免許の着工期限が埋め立て工事が10日、始まった。村が取得した埋上部分の工事から着工した。台風通過後に事業を本格化させる。

村は当初、十二日をめどに着工する考えだったが、今週初めに着工手続きが完了。台風が本島に

接近する可能性が高まったため、着工を早めた。新たな護岸を建設するため、国道58号沿いの既設の護岸をコンクリートカッターで切断する作業を見守った島袋義久村長は「環境と安全に気をつけて慎重に進め、期待通りに用地を活用できるようにしたい」と話した。

底生生物相からみた

米軍海兵隊基地キャンプ・コートニー周辺の海岸環境

名和 純（沖縄環境ネットワーク会員）

沖縄本島中部の金武湾南岸に位置するキャンプ・コートニー付近には、金武湾沿岸域において最も長い自然海岸が残されている。この海岸は、ヒジキが限定的に分布する場所として知られているが、底生生物相については明らかにされていない。

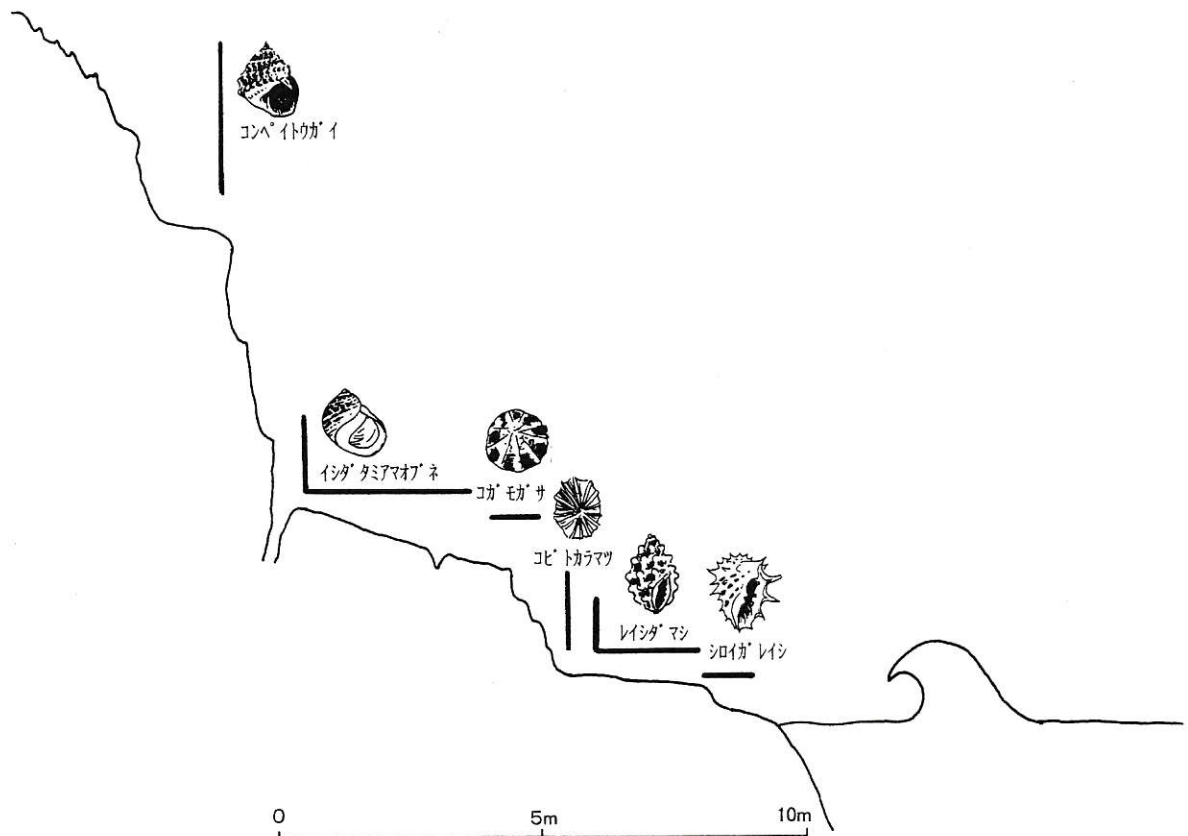
そこで、2002年11月にキャンプ・コートニー周辺海岸域の底生生物相調査を行った。その結果に基づいて、当該地域の海岸環境を評価し、軍基地による鉛汚染問題解明への基礎資料とすることが目的である。

調査の結果、104種の底生生物が記録された。その内訳は、貝類70種、甲殻類（エビ、カニ類）21種、棘皮動物（ウニ、ヒトデ、ナマコ）13種である。

優占的に出現した種の中には、マガキガイ（ティラジャー）やヒメシャコガイ、シラヒゲウニなどの水産重要種が含まれている。また、ほとんどの種は、沖縄島の石灰岩岩礁海岸に広く分布する普通種である。しかしながら、こうした普通種からなる沖縄島本来の底生生物相は、ここ数十年の間の徹底した人工護岸化や大規模な埋め立てなどの公共事業、赤土汚染などによって、ことごとく一掃されつつある。

そうしたなかで、キャンプ・コートニー周辺の海岸は、現在まで本来の種多様性が残されている数少ない地域であることが明らかになった。こうした種多様性の高い地域であるにもかかわらず、キャンプ・コートニー周辺の海岸には、内湾域岩礁海岸のどこにでも見出される腹足類の幾つかの種が欠落している。例えば、サザエ科のコシタカサザエおよびカンギク、エゾバイ科のシマベッコウバイ等がそれに当たる。これらの貝類を含む分類群は、環境ホルモン（有機スズ）に起因する不妊化現象によって各地で減少しつつあることが知られている。

キャンプ・コートニー周辺の海岸は、ヒジキの漁場であるばかりでなく、様々な貝類などが地域住民によって採捕されている。それらの貝類は、後背地のアカジャンガー貝塚群からも多量に出土する。つまり、この一帯の海岸は、有史以前から連綿と人々に利用されつづけてきたと思われる。このように、本来の生物多様性の恩恵を受けられる海岸は、現在の沖縄島においては貴重な自然環境である。キャンプ・コートニー周辺の海岸は、自然資源としての利用価値が今後ますます高まると考えられる。



St.1 調査側線における貝類優占種の出現範囲

ノルウェーの環境問題専門家による、在沖米軍の環境保護への努力に対する評価

ペール・エリック シュルセ

ノルウェー自然保護団体「地球の友ノルウェー」

HP: www.naturvern.no/gift/index.en

E-mail: per_erik_schulze@hotmail.com

沖縄の米軍基地の環境に対する影響の現状を調べ、ノルウェーの雑誌に投稿するため、5月に一週間沖縄を訪ねました。私は熱帯の自然専門のマリンバイオロジスト（海洋生物学者）です。ノルウェーで環境保護活動を10年経験しており、メディアからの信望もあります。この記事は、沖縄環境ネットワークのニュースレターのために用意したものです。

現在の軍事基地の環境に対する影響がどれほど深刻かということの理解において、アメリカと沖縄の人々の間で大きなギャップがあることは、沖縄に実際に来る前から明確でした。沖縄の米海兵隊には45人をかかえた環境対策オフィスがあり、組織の中でも環境保護が最優先であることを主張しています。彼らの視点では、多々ある問題は解決できるものでありそれほど深刻ではないとしています。一方で沖縄環境ネットワークは、この島の主な環境問題の一つであるとして米軍の存在を重視しています。

真実は多分この中間にあるのでしょう。私は、沖縄環境ネットワークと米軍環境課の残されている問題の解決への協力体制があることを知り感心しました。この記事は、米軍がどの程度この島の環境保護に貢献しているか、また有毒物質と水質汚染について特に注目した上で、どのような問題が残されているかを簡潔にまとめたものです。

沖縄では情報へのアクセスやインタビューなどで、沖縄環境ネットワークと米海兵隊に多大なる御協力をいただき、浦添、辺野古、ヤンバルなど論争の対象である場所を訪ねることが出来ました。ノルウェー人の立場で初めて沖縄を見て、沖縄環境ネットワークと米軍環境課に参考にしていただきたい新しいアイデアが幾つかありました。それに加え、これから示す問題点の幾つかは沖縄の行政機関が扱うべきものと思われます。

問題点	スコア	アセスメント
環境への負の影響についての情報へのアクセス	プラス ／ マイナス	米軍は、沖縄環境ネットワーク（以下「OEN」と表記）もしくは地方行政当局がそのようなアクセスをするべきだと主張。例えばジャングルトレーニング場へのアクセスは安全上の問題で数日前に手配することが必要なことは理解できる。OENは米軍から招待状を取り付け、査察と現場の見学をより頻繁に行うべき。それによりOENは疑わしい場所以外でも実際に影響のある場所のアセスメントが出来、米軍の“門戸開放政策”を尊重できる。
生物多様性の記録と管理	プラス ／ マイナス	米軍基地の中の幾つかのエリアに、特有な生物多様性の価値があることを（例えば北部訓練場の鳥類や植物、辺野古のジュゴンと軟体動物）米軍側は知っているのにもかかわらず、それらの価値を示した公の書類が存在しない。どれだけ生息地の断絶や破壊が生物多様性に影響するかの概観書類もない。情報は大学のレポートや米軍の書類、専門家のオフィスに点在している。管理と保護のためには生物多様性の価値はデータベースの書類にまとめたほうがいい。辺野古周辺を例にあげれば、書類には海水だけでなく淡水の種も含むべき。また生態系の一時的、空間的なダイナミクスの情報も含まれるべき。米軍は回復や転向などの自然のダイナミクスを考慮しない裏付けのない表現、例えば「辺野古の珊瑚礁は白化現象によって既に破壊されている」、「海草は点在しているだけだ」等、は避けるべき。
汚染された土と沈殿物	マイナス	数ヶ所のエリアで個別に発見され浄化されているが、基地全体を通して問題のエリアを示すものはない。幾つかのひどく汚染されていると疑われるエリア、例えば以前の射撃訓練場（鉛、銅、水銀、RDX）、排水口と港近辺の沈殿物の堆積するエリア（TBT、PCB、PAH、環境ホルモン）、は調査し環境浄化すべき。
侵食の管理	プラス	赤土流出の問題は米軍に大いに注目され道路や軍事施設周辺の土は固定に取り組んでいる。またヘリコプターによる旧射撃場の丘斜面への植林が首尾よく行われている様子。輸送車の機動演習場は実際にどのような流出防止策を取っているのかは見学できなかった。

環境にやさしい製品	プラス	米軍は戦車の戦場液などに“環境にやさしい”製品を意識的に選択している。だが、これを全てのもの、例えば弾薬や車のエンジン等、に適用していくにはまだ課題が残る。フタル酸やノニルフェノール等の環境ホルモンは一般的な製品に含まれ、排水処理施設を通り流失し、周辺部の珊瑚礁など海の環境を簡単に破壊するものであり、特に注目すべきである。
建築物からの危険廃棄物	マイナス	鉛を含むペイント、PCB の使われている蛍光灯、水銀の入った電気のスイッチ、その他建築物の素材や備品のなかの有毒な物質に対する処置のプログラムは存在しない。有毒物質は屋内の空気や周辺の土に流れ出す可能性がある。改築や取り壊しは膨大な有害廃棄物を生み出す。
日常生活廃棄物	プラス	この問題は適切なシステムにより最低限に抑えられ、区分され収集されている。
小型銃練習場からの危険廃棄物	マイナス	見学したピストル練習場で使われている弾丸トラップは使用済みの弾丸や破片からの鉛、銅、アンチモニーの害を防ぐのによい方法である。しかし未だトラップのない 10 以上の練習場がある。そこから流出する土や水は汚染されている。
密猟や他のリクリエーションによる影響	マイナス	米軍訓練場は立入禁止とされているが密猟を阻止するのは難しいと米軍側は言う。この問題は深刻なものとされるべきで、特に北部訓練場はおびただしい密猟が種の絶滅に影響しかねない。果物や木材などで再生可能な資源の地元の人々による通常の伝統的な森林の利用と、数が少なく生存が脅かされている種の、専門密猟者又は観光客による密猟の明確な区別をすべき。
計画と決議のプロセスへの一般の人々の参加	マイナス	米軍は多くの事業と活動について日本の行政機関のみに通知し、地元住民には発表がない（例えば辺野古のプロジェクトについての米軍からの公のコメントを地元住民が得ることが出来ない）。例えば新しい水質汚染調査への一般の人々の参加はない。この様なやり方では米軍は地元住民から受け入れられることも知識を得ることも出来ないだろう。

安全な海産物	マイナス	旧訓練場近辺の海藻類が鉛に汚染されているという未解決の問題がある。汚染された沈殿物や土は浄化すべきである。このケースは食用の貝類や蟹等も汚染といった似たような問題がある可能性を示唆している。
不発弾	マイナス×2	大砲のような大型の兵器の実弾演習は数年前に廃止されている。しかし、広大なエリアで何千もの不発弾が未処理のまま土の中と木や草の間に放置されている。この弾薬は時間がたつにつれ発射体の腐食による土と水の汚染の危険（RDX、TNT、水銀、鉛、銅、フタル酸等々）が高くなる。今後数百年は爆発の危険があるため地元住民はそのエリアに立ち入ることが出来ない。適切な環境浄化がなされない限りは沖縄の人々へ返還するには適さない。

推薦文書

Connell J.H. (1997) Disturbance and recovery of coral assemblages. *Coral Reefs* 16, S101-S113.

Dobson A.P. (1996) *Conservation and biodiversity*. W.H. Freeman Co. New York.

Military Toxics Project (2002) *Report: Communities in the line of fire. The environmental, cultural and human health impacts of military munitions and firing ranges*. Can be ordered from tara@milttoxproj.org

Siegel L. (2002) *Toxic ranges*. Center for public environmental oversight. Available at www.

Swedish Society for Nature Conservation and Women's environmental Network (2002) *Pretty Nasty- Phthalates in European Cosmetic Products*. Available at www.

US EPA (2002) *Handbook on the Management of Ordnance and Explosives at Closed, Transferring, and Transferred Ranges and Other Sites*. Available at www.

Whittaker R.J. (1995) Disturbed island ecology. *TREE* 10, 421-425

Williams W.(2000) Toxins on the Firing Range. Over military protests, the EPA orders cleanup of unexploded ordnance. *Scientific American*, the June issue. Available at www.

(訳：梅谷 育実)

米軍基地の環境調査プロジェクト報告（４）

砂川かおり（沖縄環境ネットワーク 米軍基地の環境問題調査研究班班長）

第一回地域勉強会

6月7日（土）に、具志川市立中央公民館にて「米軍基地の環境問題解決に向けての市民参加によるしくみづくり第1回勉強会～キャンプ・コートニーのクレー射撃跡地の鉛汚染問題を事例として～」を開催した。

まず初めに、世話人の桜井国俊沖縄大学教授より、基地の環境問題に関する沖縄環境ネットワークの活動が紹介された。続いて、キャンプ・コートニーにおける鉛汚染問題の経過、鉛の毒性、在沖海兵隊環境部と日米合同委員会環境分科委員会の環境調査報告書の検証、及び沖縄環境ネットワーク米軍基地の環境問題調査研究班が今年5月に調査したキャンプ・コートニー周辺の海岸域におけるヒジキ中の鉛濃度の結果などについて砂川が説明した。また、会員の名和 純氏からはキャンプ・コートニー周辺の底生生物の調査について報告が行われた。

沖縄県環境審議会 前副会長の中村和雄沖縄大学教授からは、環境審議会が「基地周辺の鉛その他による汚染が懸念される地域の調査について検討を行うこと」を付帯意見として県知事に答申した経緯や、鉛散弾による水鳥への影響などが報告された。

勉強会には、一般参加者の他に、具志川市内の自治会役員、自治体職員、県議会議員、県職員など約30人が参加した。参加者からは「鉛は生物濃縮を起こすのか？」などの質問があった。無機鉛では生物濃縮は起きないが、有機鉛などではどうなのか今後調べる必要がある。また、「海水中での鉛の挙動を調べて欲しい。」という要望なども参加者から出された。

最後に沖縄県議会に対して、沖縄県独自のキャンプ・コートニーのクレー射撃場跡地の鉛の影響調査を求める陳情案を議論した。

沖縄県議会への陳情及びその採択

6月の具志川市での勉強会で陳情の内容について取りまとめた後、6月26日に沖縄県議会議長あてに「沖縄県独自の、在具志川市米軍キャンプ・コートニーのクレー射撃場跡地、並びに周辺海岸域における鉛の影響調査の実施」を求める陳情（陳情第92号）を提出した。陳情第92号は、7月10日の「米軍基地関係特別委員会」に付託され、議論された。同委員会で、沖縄県文化環境部は、陳情の経過・処理方針について、次のように説明した。

1. キャンプ・コートニー周辺海岸域等における鉛汚染に係る調査については、県民生活の安全を確保する観点から、県独自に水質、底質、海生生物等の環境調査を行う必要がある。

2. 金武湾における鉛調査については、毎年度、水質測定計画に基づき、水質は天願川河口地先の1地点、底質は天願川河口地先、石川ビーチ沖及び金武湾中央部の3地点で調査を行っているので、今後とも同地点のモニタリングを継続していきたい。

また、調査のための立ち入り申請については、沖縄県が立ち入り申請を在沖米軍に要請しているものの、在沖海兵隊外交政策部は「同周辺海域の鉛問題は、平成13年の米軍による環境調査及び平成14年の日本国による補完調査において、人体の健康に影響がないとの結論が出ているので、立ち入り調査は認めることができない」としており、そのため県としての立ち入り調査ができない状況になっていると説明した。

県当局より、県独自の環境調査に前向きな説明が行われたため、同委員会で全会一致で陳情第92号が採択され、それを受けて、7月14日の本議会でも全会一致で陳情が採択された。

文章化しない手続きの問題点

7月10日の米軍基地関係特別委員会において、在沖米軍海兵隊外交部が県の立ち入り調査申請を拒否した件が、地元新聞で大きく取り上げられた。しかしその後、外務省沖縄事務所は、「米側は調査拒否ではなく、日米合同委員会に諮るように求めている」と、マスコミの取材に対して答えている。その後、沖縄県は9月1日に外務省を通じて、日米合同委員会に対して立入に関する同委員会での協議の依頼を提出した。

ここで、2002年4月に沖縄県環境審議会が、沖縄県知事に対して、付帯意見として「基地周辺で鉛その他による汚染が懸念される地域の調査について検討すること」を答申して以降の、沖縄県による鉛の環境影響調査のための米軍基地への立入申請の経過を振り返ってみる。

平成14年11月6日

沖縄県文化環境部が在沖米軍外交政策部へ立入調査の件で申し入れる（電話）。在沖米軍外交部は「日米合同委員会に諮る必要がある」と回答した。

平成 14 年 11 月 26 日

沖縄県文化環境部は、環境省に対し基地排水等調査委託事業の調査地点として追加していただきたい旨を(口頭で)説明した。

平成 15 年 3 月 31 日

環境省から沖縄県文化環境部に対して「調査地点の追加はできない」と電話連絡があった。

平成 15 年 5 月 27 日

沖縄県文化環境部は、在沖米軍海兵隊外交政策部に平成 8 年の「合衆国の施設及び区域への立入許可手続きについて」(三-(d))について電話で照会した。在沖米軍海兵隊外交政策部は沖縄県文化環境部に対して、「在沖米軍としても、日米合同委員会合意の環境協力の主旨は理解しているが、この件は日米合同委員会に諮る必要がある」旨の回答を(口頭で)行った。

平成 15 年 6 月 26 日

沖縄環境ネットワークが、沖縄県議会議長宛に、「沖縄県独自の、在具志川市米軍キャンプ・コートニーのクレ射撃場跡地、並びに周辺海岸域における鉛の環境影響調査の実施」を求める陳情(陳情第 92 号)を提出した。

平成 15 年 7 月 10 日

沖縄県議会米軍基地特別委員会において、沖縄県文化環境部は陳情 92 号について、経過と処遇方針案を説明し、関連した質問に対し、回答した。

平成 15 年 7 月 14 日

陳情 92 号が、平成 15 年第 2 回沖縄県議会(定例会)の本会議において、採択された。

平成 15 年 7 月 16 日

沖縄環境ネットワークが、沖縄県知事宛に、「沖縄県独自の、在具志川市米軍キャンプ・コートニーのクレ射撃場跡地、並びに周辺海岸域における鉛の環境影響調査の実施」を求める陳情を提出した。

平成 15 年 8 月 5 日

沖縄県文化環境部長は在沖米軍に対して、平成 8 年の「合衆国の施設及び区域への立入許可手続きについて」(三-(d))に基づいて、立入調査許可申請(平成 15 年 8 月 4 日、文保第 491 号)を行った。

平成 15 年 8 月 12 日

在沖海兵隊から沖縄県文化環境部長に対して、文書で「要求に回答する権限は、日米合同委員会環境分科委員会である」旨の回答があった。

平成 15 年 8 月 18 日

沖縄環境ネットワークが沖縄県知事宛に、「沖縄県独自の、在具志川市米軍キャンプ・コートニーのクレ射撃場跡地、並びに周辺海岸域における鉛の環境影響調査」への提言を提出した。

平成 15 年 9 月 1 日

沖縄県総務部知事公室長が、外務省沖縄事務所へ、平成 8 年の「合衆国の施設及び区域への立入許可手続きについて」例外規定(四-(b))に基づき、日米合同委員会への手続き依頼文書を送付した。

驚いたことに、昨年の環境審議会の答申が出されてから、沖縄環境ネットワークが本年 6 月 26 日に県議会へ陳情を提出するまでの間、環境省、外務省、米軍、沖縄県のやり取りは全て、口頭によって行われている。

そして、この文書化しない手続きのために、5 月に沖縄県が行った質問への、米軍側の回答の意図が、米軍、沖縄県の間で認識が異なり、誤解が生じていた。(少なくとも二者間で明らかに誤解が生じているように受け取られる説明が、沖縄県文化環境部によって 7 月 10 日の沖縄県議会米軍基地特別委員会で行われた。)

県の要請が適切に行われたか、県の要請に対する米軍や国の対応が適切であったかどうかなどの判断も、口頭でのやり取りでは、第三者が検討することが不可能である。

また、5 月 27 日の時点で、沖縄県の米軍に対する申請が電話による照会ではなく、文書による手続きで行われていたならば、8 月 5 日に再度手続きをおこなう手間や、2 ヶ月もの時間が省略できたはずである。

関係者間の誤解や誤った意思疎通(ミスコミュニケーション)を防止し、行政手続を早め、行政手続の説明責任を果たすためにも、少なくとも、沖縄県の国や米軍への要請と、県の要請に対する米軍と国の返答は、文書化することを義務づけることが必要である。

キャンプ・コートニー周辺の海岸域におけるヒジキ中の鉛濃度測定調査報告

キャンプ・コートニーのクレ射撃場跡地の影響地域に残留していると想定されている鉛散弾が同基地内の海

岸域及び周辺海域に自生しているヒジキへもたらす影響をモニタリングするために、4月及び5月にキャンプ・コートニー周辺の海岸域におけるヒジキ中の鉛濃度測定調査を実施した。

採取方法は、キャンプ・コートニーの周辺沿岸域の4地点からヒジキを採取し、可食部と根に分けた。その他、試料として、クレ射撃の影響地域を含むキャンプ・コートニー周辺の岩礁域で収穫された、2種類の乾燥ヒジキを石川市漁業協同組合具志川支所で購入し、入手した。

分析は民間の分析会社に委託した。分析方法は、日本政府が昨年行った方法と同様の方法で、食品衛生法「食品、添加物の規格基準」昭和34年12月28日厚生省告示第370号D各条 清涼水飲料水の成分規格に基づいて行った。結果は以下のとおり。

①キャンプ・コートニー周辺の海岸域に自生するヒジキの全鉛濃度の計測結果

ポイント3（クレ射撃場跡地から南東約1.7kmに位置する沿岸域）とポイント6（クレ射撃場跡地から南東約1.5kmに位置する沿岸域）は、日本政府が実施した調査の調査地 ブロックD地域（キャンプ・コートニー水域外、クレ射撃場跡地から約1.3km）から約100～200mの距離に位置しており、ヒジキの可食部中の全鉛濃度も日本政府の行った調査の調査地 ブロックD地域での調査結果と同様に検出限界値(0.05mg/l)以下であった。

ポイント7（クレ射撃場跡地から北西約1.8kmに位置する沿岸域）とポイント8（クレ射撃場跡地から北西約1.3kmに位置する沿岸域）の可食部の鉛濃度（湿重量比）は、それぞれ0.12ppm、0.13ppmで、日本政府の実施した調査の調査地 ブロックA、B（キャンプ・コートニーの陸岸から500mの範囲で、射撃用鉛散弾到達範囲）に自生するヒジキの可食部から検出された全鉛濃度の範囲内の値が確認された。

キャンプ・コートニー沿岸域の内湾側に隣接する岩礁域に自生するヒジキ中の可食部の全鉛濃度は、影響地域における全鉛濃度と同レベルの値が確認された。そしてキャンプ・コートニーの周辺海域（キャンプ・コートニー外）に自生するヒジキ中の全鉛濃度は、外湾側に比べて、内湾側で、可食部及び根においても高い値が検出された。

キャンプ・コートニーの周辺海域（キャンプ・コートニー外）に自生するヒジキ中の全鉛濃度が、外湾側に比べて内湾側で高い値になったことについて考えられる仮説の一つには、沿岸域に残存している

散弾鉛の表面が溶出し、その溶出した鉛が金武湾内の潮流によって内湾側に運ばれた可能性がある。

②市販ヒジキの全鉛濃度の計測結果

市販ヒジキA（可食部）の全鉛濃度は、乾燥重量比で検出限界値 0.2ppm 以下であった。市販ヒジキB（可食部）の全鉛濃度は、乾燥重量比で1.0ppm であった。

市販ヒジキB中の全鉛濃度は、海兵隊環境部が計測した、影響地域に自生するヒジキの可食部中の全鉛濃度の範囲内の値であった。そして、日本政府が計測したブロックB（キャンプ・コートニーの陸岸から500mの範囲で、射撃用鉛散弾到達範囲）に自生するヒジキの可食部から検出された全鉛濃度の範囲内の値であった。

提言書と沖縄県の姿勢

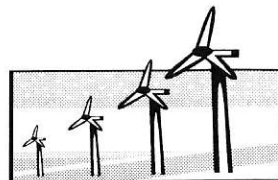
「キャンプ・コートニー周辺の海岸域におけるヒジキ中の鉛濃度測定調査報告」と共に、8月16日に稲嶺沖縄県知事にあてて、「沖縄県独自の、在具志川市米軍キャンプ・コートニーのクレ射撃跡地、並びに周辺海岸域における鉛の環境影響調査への提言」を提出した。

提言内容は以下の通り。

- (1) キャンプ・コートニーのクレ射撃場跡地及び周辺海域における鉛の分布調査（水平分布・垂直分布）の実施
- (2) 鉛の金武湾全体の生態系への影響調査（潮流、鉛の溶出特性、生物の食物連鎖の関係、海藻・底生生物・魚・鳥などへの影響）の実施
- (3) 地域住民のヒジキの消費量についてのヒアリング、
- (4) 鉛の摂取許容量についての文献調査。

これに対して、沖縄県の担当者の説明によると、9月1日に日米合同委員会に提出された、県の調査項目は、鉛による周辺海域の海生生物への影響調査などに限られており、鉛の分布調査と残存する鉛弾の除去については、日米両政府の責任で実施すべきとして、県の調査項目には含めない方針である。

鉛の分布などの根本的な調査が保留になっていることから、今後も、沖縄県や国及び米軍の対応を注意深く見守る必要がある。



私は、神戸にある福祉の専門学校に通っている学生です。今回、学校のカリキュラムの一環である実習で、6月から9月初旬まで沖縄環境ネットワークでお世話になりました。その間に学んだことを報告させていただきたいと思います。

私の学校は、実習が第一段階から第三段階まであり、今回の実習はその第三段階にあたります。この実習というのは、学生が興味・関心を持った分野に関する施設や団体で研修を行なうというものです。私は廻り廻った結果、沖縄環境ネットワークに辿り着きました（実習前の交渉の段階では、大変ご迷惑をおかけしました。本当にすみませんでした）。

私が今回の実習のテーマに挙げたのが「沖縄の米軍基地」でした。なぜ沖縄の米軍基地に興味を持ったかと言うと、高校2年生の時に修学旅行で初めて沖縄に来てその基地の広さに驚いたことと、北部から南部に向かう高速道路の途中で見た米軍住宅地が、それまでの私の中にあった「基地＝軍事施設」というイメージを崩してしまったからです。それ以前から基地は不必要だと感じていたので、その時に『ここは沖縄なのにその中にアメリカがすっぽり入ってしまっている。沖縄の一部だけがまるでアメリカのようだ。こんなものっておかしい』ということをとっても強く感じました。この思いが私の中にずっと残っていたことと、私の母方が沖縄の家系なので、将来沖縄に移住したいという思いから、沖縄での生活体験もしてみようということで、親戚の家でお世話になりながらの実習となりました。

まず最初に基礎的な学習から行いました。鉛の人体に対する影響、日米地位協定について、安全保障条約についてなどです。その後、普天間爆音訴訟の傍聴、「地位協定を変えようフォーラム」や日本平和学会への参加、沖縄大学の秋山勝先生の戦跡フィールドワークにも飛び入りました。韓国の「議政府市」の視察団との交流や、世話人である砂川かおりさんが行っている「基地の環境調査プロジェクト」にも少し関わらせていただきました。

このように多くの催し等に関わって、自分の中に成果と呼べるものも多く残りました。その中でも筆頭に挙げられるのが、基地の環境調査プロジェクトへの参加です。このプロジェクトは皆様ご存知の通り、「在沖米軍基地の関係者間の技術的支援システム構築の可能性調査」です。なぜこれが印象に残っているかというと、私はこの調査を手伝う過程で民間で活動している方々に出会うたびに、『私の知らないところで世の中を変えようとしている人たちがいるのだ』ということを感じたからです。

私は日本が嫌で日本から出て行くことばかりを考えていた時期がありました。しかし、世の中を変えていこうとする人たちと出会い、一部の人たちだけでなく多くの人々が

住みやすい世の中を作っていかなければどうしようもないと感じるようになり、そのような人々に出会うたびに私にも何か出来ることはないだろうか考えるようになりました。その意味でも、今回プロジェクト運営の一部が見られたことは私にとって大きな成果であったと思います。

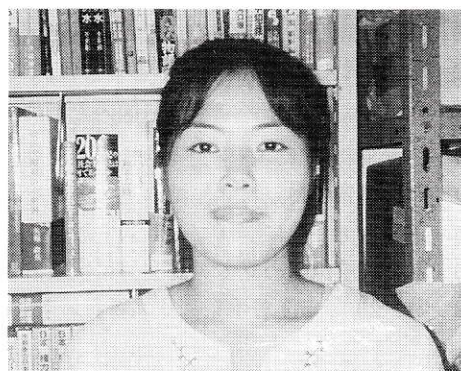
もう一つの成果は、沖縄についての新しい発見がたくさんあったことです。日本の米軍専用施設の75%が沖縄にあるということは知っていましたが、今回初めて沖縄の基地分布地図を見て、基地の多さに驚きました。（キャンプ・コートニーの名称と位置も今回初めて知りました）。そして実際に沖縄に滞在してみて、「米軍」の存在をより強く実感しました。なぜかという、本土に比べてアメリカ製の食品がとて多く出回っていたからです。また、基地でイベントが行なわれた時には、一般の市民が基地の中に入ることが出来ることも知り、とても驚きました。関係者以外は基地の中に入れるわけがないと思っていたからです。そのことも含めて、観光客の視点と住民の視点の違いについて実感させられました。

私は今までに二度沖縄に来ていたので、沖縄のことは知っている気でした。しかし、実際に住んでみると知らない事だらけでした。観光で来ていたときは沖縄は日本本土と大きな違いはないように見えていましたが、住んでみると多くの違いがあることに戸惑いました。そのことから、実際にその土地のことをよく知らない人たちが何も見えないところで話し合う中央集権の仕組みに矛盾を感じました。

今回の実習で、いろいろな体験をし、様々なことを学べたと思います。私が一番興味を持っていた米軍基地に関する条約、大勢の人々が世の中を変えていこうとしていることを改めて実感した事、そして、その土地のことはそこに住んでいる人たちの視点でしかわからないこと。

今回の滞りで学んだそれらのことを今後に活かしていけるようにこれから頑張っていきたいと思います。

最後になりましたが、私に実習の場を与えてくださった沖縄環境ネットワークの皆様、実習中に会った皆様、そして実習前に情報を提供してくださった皆さん、本当にありがとうございました。



エコネット

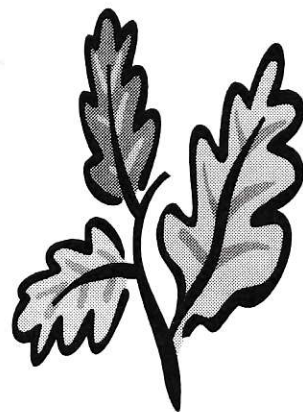
～琉球新報・沖縄タイムスから拾った各地のニュース（2003年5月～8月）～

2003年

- 5/1 住民投票向け署名活動／大宜味村塩屋埋め立て事業
- 5/1 防止膜の不備そのまま放置／北谷の真珠貝死滅
- 5/1 環境教材「買い物ゲーム」全国発売／沖縄リサイクル運動市民の会
- 5/1 名護市辺野古区のごみ捨て場閉鎖／市が「不法投棄」改善指導
- 5/4 泡瀬埋め立て、監視・検討委員に環境団体から人選
- 5/6 「沖縄の米軍基地」5年ぶり改訂版発刊／県基地対策室
- 5/7 ボーリング18地点に藻場／普天間代替建設予定地
- 5/7 ボーリング調査に遅れ／辺野古沖で防衛施設局
- 5/7 宜野湾市長が知事と意見交換／普天間飛行場騒音問題
- 5/8 起訴前引き渡し明確化／協定改定自民議連が渉外知事会と協議
- 5/10 嘉手納ラプコン「移管のめどない」／国交省、東門氏に答弁
- 5/10 ジュゴン会議が発足／基地建設中止などで行動
- 5/10 辺野古沖のボーリング調査、実施2ヶ月以上ずれ込む
- 5/11 市民団体「市民アセスなご」を発足／普天間飛行場移設に伴う環境影響を評価
- 5/12 現地技術調査、生息環境に影響／日本ジュゴン会議シンポ
- 5/13 国頭村監査委、監査請求を棄却／最終処分場建設問題
- 5/17 漫湖水鳥・湿地センター、きょうから一般公開／豊見城
- 5/18 島国”共感、発展誓い 首脳ら県民と交流／太平洋島サミット
- 5/20 那覇防衛施設局、土壌調査を開始／キャンプ桑江返還跡地
- 5/21 実弾訓練で原野火災／キャンプ・ハンセン
- 5/22 生態系調査の手法明記を／新石垣空港環境アセス答申
- 5/22 銃砲弾400発、市営住宅ビルに10年間放置／那覇市
- 5/22 普天間代替建設地、26日から気象調査
- 5/25 7市町村に住民基本台帳の一部閲覧初請求／自衛官募集で沖縄地連
- 5/28 文科省、久米島で住民説明会／鳥島射爆場米軍“誤射”

- 6/1 ジュゴン保護イカダで訴え／名護市辺野古
- 6/2 米憲兵隊、民間地でライフル携帯／嘉手納
- 6/2 県基地対策室、協定上可能も問題視／米兵ライフル銃民間地域携帯で
- 6/6 大田前知事に3億2000万賠償命令／やんばる訴訟で原告勝訴の判決
- 6/7 泡瀬埋め立て工事、8月1日に再開
- 6/8 弁護団100人規模に／西表のホテル建設差し止め
- 6/11 辺野古沖潜水調査を開始／普天間代替施設
- 6/12 米国防総省、在沖米軍のPCBを搬出／県内初、数ヶ月以内に
- 6/14 糸満市立米須小、大度海岸を清掃しウミガメを放流
- 6/15 那覇地裁が現場調査／西表リゾート仮処分申し立て
- 6/18 県警、米海兵隊上等兵を逮捕／女性暴行致傷事件
- 6/20 県から塩屋湾外海埋め立て免許交付／大宜味村
- 6/20 奄美でジュゴン40年ぶり確認／琉大と北大が共同調査
- 6/21 新種か、泡瀬干潟で海草／国内で初めて確認
- 6/21 日本平和学会、春季大会始まる／沖縄大学
- 6/24 環境学習の拠点に／漫湖水鳥・湿地センターがオープンヶ月迎える
- 6/25 辺野古沖平島にジュゴンポスト設置
- 6/26 県の塩屋湾埋め立て免許交付に抗議／村民の会
- 6/28 県、2004年度着手見送り／新石垣空港建設事業

7/1 泡瀬埋め立て、環境監視委が初会合
 7/2 バガス炭化活用しキビの糖度アップ／産官学研究チームが発表
 7/2 宜野湾市長、「返還」直接申し入れ／ヘリ事故で基地に抗議
 7/3 韓国の市民団体、新都心に辛口評価／基地跡利用視察
 7/7 宮古農林高に山崎賞／人と環境の共生活動を高く評価
 7/8 塩屋湾埋め立て 9月めどに着工
 7/8 県内各地の廃車野積みで県が解体業者指導強化へ
 7/13 「アフガン民衆法廷公聴会」沖縄大で証言者女性と学生交流会
 7/15 西表島リゾート開発 建設中止求め提訴
 7/16 平良市産廃火災で原告住民が陳述書
 7/17 普天間代替基地問題で「市民アセスなご」が政府に提言書送付
 7/17 <日米地位協定改訂>全国知事会で稲嶺知事提起に賛意
 7/18 新石垣空港問題で建設予定地反対派除く 60 人が同意
 7/19 「象のオリ」移設 来年夏までに工事終わる方針
 7/19 国土交通省提言 普天間基地跡地利用は自然環境共生型に
 7/21 <環境セミナー>漫画家・赤星たまこさんがごみ減量体験談
 7/22 泡瀬埋め立て問題 県副知事が来月再開を強調
 7/23 「市民アセスなご」名護市港公民館で市民説明会
 7/24 泡瀬干潟で貝 2 種を国内初確認 埋め立ての影響懸念
 7/25 伊良部町の廃棄物処分場跡地で火災
 7/25 普天間代替問題で国と県が初の本格協議 事業主体で対立
 7/25 泡瀬埋め立て問題で「守る会」が工事差し止め訴訟を検討
 7/27 <西表島リゾート開発>那覇地裁、証拠保全へ現場検証 区域外の土砂確認
 7/28 <辺野古沖調査>ボーリング予定海域も海草自生
 7/29 <辺野古沖調査>ヘリ基地反対協議会が那覇防衛施設局を刑事告発
 7/31 塩屋湾埋め立て問題で村議会が住民投票条例を否決



8/1 嘉手納飛行場の海軍駐機場、沖縄市移転へ 市長は容認
 8/2 日米地位協定改訂問題で米側が日本側提案に難色 結論あすへ持ち越し
 8/4 泡瀬埋め立て問題で反対派、工事再開うけ住民訴訟も視野に
 8/4 総合事務局、泡瀬の貴重種データを県に提出
 8/11 基地の町から平和発信 第四回嘉手納町平和メッセージ展
 8/12 騒音対策で米軍飛行場周辺に太陽光発電システム
 8/14 嘉手納基地で離陸直後の F15 戦闘機から照明弾が落下
 8/15 不法投棄廃車 400 台山中に不法投棄 業者ら 2 人逮捕
 8/15 廃弾処理で原野火災 キャンプ・ハンセン
 8/16 COCCO 熱唱 ごみゼロ P R 心一つに 200 人「合唱ゴミゼロ大作戦」
 8/16 普天間代替基地問題で辺野古沖ボーリング調査位置、大半変更へ
 8/19 「やんばる訴訟」で亀井農相が控訴審参加申し立て
 8/19 米軍機の騒音激化 普天間などで発生増
 8/21 嘉手納基地内で爆竹訓練 住民から抗議相次ぐ
 8/22 <産廃違法焼却>借地人が関与か 契約切れ後も撤去せず
 8/26 倉敷ごみ処理場で過重な残業が恒常化
 8/27 名護市の饒平名海岸で希少種のハゼ、カニなど見つかる
 8/27 倉敷ごみ処理場実態把握へあす事情聴取
 8/27 鉛汚染問題で県、キャンプ・コートニー立ち入り申請へ
 8/28 <違法野積み>県振興会、全会員に適正処理を指導
 8/28 普天間代替名護市議会軍特委が辺野古沖を初視察
 8/29 違法野積み勝連町で廃車 1000 台超 県内最大規模
 8/29 普天間基地「5 年内返還を」 自治労が特別決議
 8/31 廃油ボール漂着相次ぐ 65 ヲ所で 6600 キロ回収

環境情報おきなわ(2003 年 10 月～2003 年 11 月)

◆秋の観察会のお知らせ

わたしたちは、佐敷の干潟を中心に、自然をもっとよく知っていこうという団体です。2ヶ月に1回程度観察会をしています。今回は10月12日(日)に、秋に定点観察会を行ないます。1時にシュガーホール裏に集合。雨天の時は、シュガーホールの工作室でゆんたく会をします。干潟におりる際は、泥にはまってもいいような汚れてもいい靴をはいて、水筒、帽子、タオルをお忘れなく。

【問合先】：佐敷干潟のしあわせまねきの会事務局

098-947-6581 (古謝)

ホームページ

<http://www.ne.jp/asahi/siawasemaneki/sasiki/>

メールアドレス siawasemaneki@v.email.ne.jp

◆沖縄大学地域研究所創立 15 周年記念

連続シンポジウム vol.4

「亜熱帯とは何か～島嶼生態系・琉球弧を考える」

10月18日(土) 午後1時～

沖縄大学 3号館 101 教室

発表者／中村和雄(沖縄大学)

伊藤嘉昭(名古屋大学)

太田英利(熱帯生物圏研究センター)

佐藤哲(世界自然保護基金ジャパン)

【問合先】：沖縄大学地域研究所

TEL 098-832-5599

◆アジア太平洋の平和・軍縮・共生のための国際会議 (PDSAP) in 沖縄

11月14日(金)～17日(月)

那覇市・パシフィックホテル沖縄

参加 15ヶ国代表による基調講演／金大中氏(前韓国大統領) 特別講演／分科会／交流会／音楽の夕べ／市民による「6者会談」等

※一般参加(傍聴)できます／資料代 1000 円

【問合先】：PDSAP 日本委員会

TEL 03-3584-4268

◆那覇市環境フェア&国場川水あしび

11月29日(土) 30日(日)

奥武山運動公園いこいの広場および周辺

環境展示会／体験教室／フリーマーケット／

エコショップおよびエコ喫茶、エコビアガーデン

【問合先】：那覇市リサイクルプラザ・アースの会

TEL 098-889-5396

◆新編「消えゆく沖縄の山・海・川」

1996年に発刊され好評を博した「消えゆく沖縄の山・海・川」の新編がこのほど出版されました。前回からの公害・環境問題年表も補足されており、今の状況が分かりやすく整理されています。

定価 1500 円。沖縄環境ネットワーク事務局からも郵送します。【問合先】：沖縄学版

TEL 098-854-1620

【書籍販売】 郵送します

◎『沖縄の環境と平和』 価格 1,000 円

◎『低周波音公害調査』報告書 1部 500 円

◎『沖縄から世界へ』 価格 1,000 円

事務局(098-832-8484)までお問合せ下さい

◆沖縄環境ネットワーク世話人会 参加自由です！

日 時：不定(お問合せ下さい)

場 所：沖縄環境ネットワーク事務所

年会費：個人会員：3,000 円 学生会員：1,500 円

家族会員：3,000 円 団体会員：10,000 円

特別賛助会員：100,000 円

郵便振込先：(口座番号) 02010-9-20132

(加入者名) 沖縄環境ネットワーク

■編集後記■

ちょうど2年前、初めての編集後記を書いていたころ、アメリカの同時多発テロが発生しました。憂鬱な空気の中で、ちょうど来沖中(笑)だった台風が、まるでこの小さな島を包み込んで守ってくれているような気がしたものです。あれから2年、奇しくもこれを書いているのは9月11日、あの日です。そしてまた偶然にも、沖縄に台風がやってきました。これは単なる偶然なのか、それとも何かの前ぶれなのでしょう。

前号で予告した宇井先生の「沖縄に美ら水を(仮題)」は編集作業の遅れにより、いましばらく発行が遅れます。ご了承下さい。(哲)

沖縄環境ネットワーク通信・第23号

2003年9月25日発行

発 行 〒902-0075 那覇市国場 512 番地

ワタリアパート 106 号

沖縄環境ネットワーク

TEL/FAX 098-832-8484

E-mail/netwind@atlas.plala.or.jp

発行人 桜井 国俊 編集 酒井 哲哉

<http://homepage1.nifty.com/okikan/>